

国立研究開発法人産業技術総合研究所役員退職手当規程

制定 平成13年11月1日 13規程第3号

最終改正 平成30年2月22日 29規程第28号 一部改正

(総則)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長、副理事長、理事及び監事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当の支給は、この規程の定めるところによる。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、役員が退職したとき（死亡したときを除く。）はその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条の規定（同条第2項第1号の規定を除く。以下同じ。）により解任されたときは、その役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職した日（以下「退職日」という。）における当該役員の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（13規程第3号）第4条第1項に規定する月例支給額に、100分の10.4625を乗じて得た額に、経済産業大臣が決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職日における当該異なる役職ごとの月例支給額に100分の10.4625を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の支給制限及び返納等の取り扱い)

第4条 退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）第20条から第24条までの規定（第21条第1項第2号、第22条第1項第2号及び第24条第5項を除く。）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第20条第1項第2号 第20条第2項第1号 第20条第4項 第20条第4項第3号 第21条第1項第1号 第22条第1項第1号	基礎在職期間中	在職期間中

第24条第3項 第24条第4項		
第20条第2項第2号 第21条第1項第3号 第22条第1項第3号 第24条第1項 第24条第2項 第24条第3項	引き続いた在職期間中	在職期間中
第20条第2項第2号	懲戒解雇処分又は諭旨退職処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）	解任されるべき行為（在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして通則法第23条（同条第2項第1号の規定を除く。以下同じ。）に規定する解任に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）
第21条第1項 第21条第2項 第22条第1項 第23条第1項	第15条又は第19条に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の額の全部又は2分の1	当該退職手当の額の全部
第21条第1項第3号 第22条第1項第3号	当該退職をした者（再雇用職員等に対する解雇処分の対象となる者を除く。）	当該退職をした者
第21条第1項第3号 第22条第1項第3号 第24条第1項 第24条第2項 第24条第3項	懲戒解雇等処分を受けるべき行為	解任されるべき行為
第24条第1項 第24条第2項 第24条第3項 第24条第4項	全部又は2分の1	全部
第20条第1項第1号 第20条第2項第2号 第21条第1項第3号 第22条第1項第3号	職員	役員

第24条第1項 第24条第2項 第24条第3項		
第24条第6項	第15条又は第19条に規定する退職をした場合の退職手当の額	第2条ただし書きに規定する解任された場合の退職手当の額

(在職期間の計算)

第4条の2 在職期間及び役職別期間の月数の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第5条後段の規定により引続き在職したものとみなされた役員の役職別期間の合計在職月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、当該超える月数に達するまでは、役職別期間の在職月数のうち端数の少ない在職月数から順次1月を減ずるものとする。この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間のみなし)

第5条 退職手当の支給において、役員が任期満了の日又はその翌日に同一の役職の役員に再び任命されたときは、引き続き在職したものとみなす。また、役員が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第5条の2 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条の適用に係る月例支給額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における月例支給額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員

となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が定める額とする。

(退職手当の支払い)

第6条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他の特別の事情のある場合を除き、第3条の規定に基づき経済産業大臣が業績勘案率を決定した日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員の在職した最終年度の前の年度までの業績勘案率を基に第3条を準用して算出する退職手当の額（以下「暫定退職手当額」という。）を、最終年度の前の年度に係る経済産業大臣の評価結果の通知を受けた日又は支給事由の発生した日のうちのいずれか遅い日以降に支払うことができる。なお、前項の規定により支払う退職手当の額は、退職手当の額から暫定退職手当額を控除した額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）

二 配偶者がいない場合には、役員の死亡当時、主として役員の収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はその他の親族

三 前2号に掲げる者に該当する者がいない場合には、役員の死亡当時、主として役員の収入によって生計を維持していない、又は生計を共にしていない子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族が2人以上となったときは、その人数により退職手当を等分して、それぞれに支給する。

(端数処理)

第8条 この規程による各計算において、100円未満の端数を生じたときは、その端数は100円に切り上げるものとする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に必要な退職手当の支給手続等の細目については、別に定める。

附 則 (13規程第3号)

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (13規程第57号・一部改正)

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日に在職する役員が、平成14年4月1日以降引続いて在職した後に退職した場

合、当該役員の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の30を乗じて得た額と平成14年4月1日から退職の日までに支給された月例支給額の合計額に100分の23.3を乗じて得た額の合計とする。

附 則（15規程第9号・一部改正）

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、平成15年6月15日から施行する。

附 則（15規程第23号・一部改正）

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、平成15年12月1日から施行する。
- 2 平成15年11月30日に在職する役員が、平成15年12月1日以降引続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の30を乗じて得た額、平成14年4月1日から平成15年11月30日までに支給された月例支給額の合計額に100分の23.3を乗じて得た額及び平成15年12月1日から退職の日までに支給された月例支給額の合計額に100分の28を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（15規程第29号・一部改正）

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が、同日における役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、この規程による改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の30を乗じて得た額、平成14年4月1日から平成15年11月30日までに支給された月例支給額の合計額に100分の23.3を乗じて得た額、平成15年12月1日から平成15年12月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の28を乗じて得た額及び基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に第3条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た金額の合計額とする。

附 則（17規程第9号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（17規程第60号・一部改正）

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行し、附則第3項の規定は、平成18年8月1日から適用する。
- 2 平成17年10月1日の前日に現に在職する役員が、同日における役職の役員として平成17年10月1日以降引続き在職した後平成18年3月31日までに退職した場合、当該役員の退職手当の額は、この規程による改正後の退職手当規程第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平成14年3月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の30を乗じて得た額
 - 二 平成14年4月1日から平成15年11月30日までに支給された月例支給額の合計額に100分の23.3を乗じて得た額
 - 三 平成15年12月1日から平成15年12月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の28を乗じて得た額
 - 四 平成16年1月1日から平成17年3月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の12.5

を乗じて得た額にこの規程による改正前の退職手当規程第3条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た額

五 平成17年4月1日から平成18年3月31日までに支給された月例支給額の合計額に100分の12.5を乗じて得た額にこの規程による改正後の退職手当規程第3条に規定する業績勘案率を乗じて得た額

3 平成18年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が、同日における役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、退職手当規程第3条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる額及び、平成18年4月1日から退職日までの在職期間1月につき退職手当規程第3条の規定により計算して得た額の合計額とする。

附 則（18規程第30号・一部改正）

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（20規程第28号・一部改正）

この規程は、平成20年7月15日から施行する。

附 則（22規程第8号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（24規程第65号・一部改正）

1 この規程は、平成25年3月31日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所役員退職手当規程第3条の適用については、同条中「104分87」とあるのは、平成25年3月31日から平成25年9月30日までの期間においては「104分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの期間においては「104分の92」とする。

附 則（27規程第46号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（29規程第28号・一部改正）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。